

木材新技術利用促進事業実施要領

木材新技術利用促進事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 目的

木材利用の新技術を積極的に活用し、非住宅分野での木造・木質化を担う設計者の養成や、新技術の普及啓発を行うことにより、中・大規模建築物の木造・木質化を促進し、県産材需要の拡大を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

建築関連業者が組織する団体とする。

第3 事業の内容

(1) 事業の対象

ア 木材利用の新技術や木造建築に関する総合的な知識やノウハウを習得し、積極的に県産材利用の提案を行える設計者の養成講座の開催

イ 木材利用の新技術の習得や普及のために行う、先進的な木造・木質化施設の見学会や研修会等

(2) 補助対象経費

補助対象経費については別表のとおりとする。

第4 事業実施計画の申請

事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に事業実施計画書（補助金交付要綱別記）を添付し知事に提出するものとする。

第5 事業実施計画の承認

知事は、第4の申請書の提出があったときは内容を審査し、相当と認めるときは承認を行うものとする。

第6 事業実施計画の変更

補助金交付要綱に定める重要な変更をしようとする場合は、事前に第4条の規定に準じて変更実施計画承認申請書を提出し、知事の承認を受けるものとする。

第7 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、第5に規定する事業実施計画の承認を受けた事業実施主体が、やむを得ない理由により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

第8 事業完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは速やかに事業完了報告書（第3号様式）に事業成績書（補助金交付要綱別記）を添付し知事に提出するものとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費
報償費
賃金
旅費
需用費
役務費
使用料及び賃借料（会場借り上げ料等）

第1号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度木材新技術利用促進事業実施計画（変更）承認申請書

木材新技術利用促進事業を実施したいので、木材新技術利用促進事業実施要領第4（変更の場合は第6）の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書（補助金交付要綱別記）

第2号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度木材新技術利用促進事業事前着手届

年 月 日付け で事業実施計画承認申請した木材新技術利用促進事業について、下記条件を了承のうえ、早期に着手したいので届け出ます。

記

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	事前着手を 必要とする理由

事前着手の条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、事業実施計画の変更を行わないこと。

第3号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

年度木材新技術利用促進事業完了報告書

木材新技術利用促進事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 事業成績書（補助金交付要綱別記）